

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|---|-----|-----|--------|---------------------|--|---|
| 1 | 実施方針 | 1 | 第1 | 1 | (2) | 事業の対象となる公共施設等の種類 | ②種類において、道路（歩道、水路等）と記載がありますが、歩車道ブロックから地先ブロックの範囲との理解でよろしいでしょうか。また上記範囲内にある交通安全施設、柵等についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | P27 別紙2 事業対象区域図の範囲全てを含みます。 なお、P28 別紙3 標準断面図に示す水路等は、調査・設計業務により、支障がある場合は対象範囲に含まれます。 |
| 2 | 実施方針 | 1 | 第1 | 1 | (2) | 種類 | 道路（歩道、水路等）とありますが、道路横断部の車道は含みますか。 | P27 別紙2、P28 別紙3のとおり、道路横断部の車道を含みます。 |
| 3 | 実施方針 | 1 | 第1 | 1 | (2) | 種類 | 道路（歩道、水路等）の中に植栽帯及び樹木の扱いはどのように考えてますか。 | P27 別紙2、P28 別紙3のとおり、対象範囲に含まれます。 |
| 4 | 実施方針 | 2 | 第1 | 1 | (5) | 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 | 作業が発生し、それを含む考えでよいですか。 | ご理解のとおりです。 詳細については、入札公告時に示します。 |
| 5 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | 特定事業の対象範囲 | 電線共同溝（管路部）の引込管、連系管路は、道路区域外の引込設備、他道路区域内の連系設備は含まれていないと解釈すればよいですか。 | 道路区域外の引込設備は対象外です。 他道路区域内の連携設備については、事業対象となります。 詳細は入札公告時に示します。 |
| 6 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | 特定事業の対象範囲 | 維持管理業務において電線共同溝の管路部、特殊部のみ対象でよいですか。 | 維持管理業務の対象は、電線共同溝の管路部、特殊部及び横断部です。P3および、P29 別紙4 維持管理業務の対象範囲もご参照ください。 |
| 7 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (6) | 事業方式及び権利関係 | 既存ストックの活用について記載されていますが、既存ストックに関する資料をご提示いただけるのでしょうか。 | 国の所有物は情報がありますが、企業が所有する既存ストックに関する詳細資料は、応募者において、調査又は電線管理者（管路保有者）に問い合わせてください。なお、中部地方整備局が所持する情報は、閲覧要求にて対応します。 |
| 8 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (6) | 事業方式及び権利関係 | 既存ストック活用の提案が選定された場合、「国は当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定」とありますが、当該既存ストックの所有権移転業務は、民間事業者が実施する業務に含まれるのでしょうか。 | 記載のとおり、国が所有権移転の手続きを実施します。 |
| 9 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (6) | 事業方式及び権利関係 | 既存ストックについて国所有の情報ボックスは含まれますか。 | P3（6）事業方式及び権利関係に記載のとおり、既存ストックは、占有者が所有する管路・マンホール（電力、通信）を想定しています。 |
| 10 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (6) | 事業方式及び権利関係 | 既存ストックを活用する場合、既存設備の情報（埋設資料、利用状況）は公表していただけますか。 | 国の所有物は情報がありますが、企業が所有する既存ストックに関する詳細資料は、応募者において、調査又は電線管理者（管路保有者）に問い合わせてください。なお、中部地方整備局が所持する情報は、閲覧要求にて対応します。 |
| 11 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (7) | 事業期間 | 調査・設計業務・工事業務の期間を短縮した場合、維持管理期間は、工事完了後の引渡し後から20年間とらえ、事業期間は30年から前倒し期間を差し引いた期間となるのでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 12 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (8) | 事業スケジュール | 本施設の完成・引き渡しが令和11年3月頃と記載されていますが、早期完成・引き渡しは可能でしょうか。またその場合、維持管理業務期間も前倒しが可能でしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 13 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (9) | 事業者への支払い | 約20年に亘る長期間の割賦払いを設定されていますが、維持管理期間はそのまま、施設整備費の割賦払い期間を短縮を検討される可能性はありますでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 14 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (9) | 事業者への支払い | 「要求水準書（案）P3-7-(5) 事業期間」に示されている本施設の整備業務（上限10年）を短縮した場合は、割賦方式による支払期間も前倒しになるとの解釈でよろしいでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 15 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (9) | 事業者への支払 | 国への所有権移転後から割賦方式で支払いとありますが、工事期間を短縮し、完成・引渡しを前倒した場合、支払時期も前倒しされますか | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 16 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (10) ② | 本事業の実施に関する協定書 | SPCを設立しない場合で、共同企業体を結成しない応募グループの公募は可能ですか。また、その場合は事業契約は連名で締結するのでしょうか。 | 前段は、可能です。 後段は、代表企業名となります。 |
| 17 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (10) ② | 事業契約 | SPCを設立しない場合、事業契約の契約主体は、代表企業または応募グループ構成員で組成する共同企業体のいずれかでしょうか。本事業と同様なPFI事業が関東、近畿地方整備局で公表されており、前者（質問回答No.32）では代表企業または共同企業体のいずれか、後者（質問回答No.10）では代表企業、と異なる回答が示されていますが、共同企業体を契約主体とするか否かの判断基準、理由についてご教示いただけないでしょうか。 | SPCを設立しない場合、代表企業と契約を締結することを想定しており、共同企業体との契約はしませんので、実施方針を訂正します。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|-------|-----|-----|----------|----------------|--|---|
| 18 | 実施方針 | 9 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | 応募グループが、SPCを設立しない設計企業を代表企業とするコンソーシアムの場合、発注者との事業契約を代表企業単独で締結し、建設企業等は代表企業と請負契約を結んだ上で施工業務等を一括して行うといった形態は可能でしょうか。また、その場合でも、応募者の資格要件はコンソーシアム全体で満足することで応募は可能でしょうか。 | 前段は、ご理解のとおりです。 後段は、構成員ごとに担当する業務に応じて、必要な参加資格要件をすべて満たす必要があります。 |
| 19 | 実施方針 | 9 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | ③において、SPCを設立しない場合の規定がありますが、SPCを設立しない場合、代表企業から業務を受託し又は請負うことを予定する者のうち、構成員・協力企業の区分は、応募グループで任意で定めるとい理解でよろしいでしょうか | SPCを設立しない場合、応募グループを構成する企業は、すべて構成員となります。 |
| 20 | 実施方針 | 9 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | SPCを設立せず、応募グループで応募する場合は、資本関係、人的関係のある構成員で応募することは可能でしょうか。 | 構成員間の資本関係、人的関係の有無は問いません。 |
| 21 | 実施方針 | 9 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | SPCを設立せず、応募企業又は応募グループで応募する場合は、資本関係、人的関係のある協力企業が業務を受託又は請け負う事は可能でしょうか。 | 構成員間の資本関係、人的関係の有無は問いません。 |
| 22 | 実施方針 | 9 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | SPCを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、資本関係、人的関係のある会社での結成は可能でしょうか。 | 構成員間の資本関係、人的関係の有無は問いません。 |
| 23 | 実施方針 | 10 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | ⑥代表企業、構成員又は、協力企業の行う業務を明らかにすることとなっているが、いつまでに明らかにし、又は明記するのでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 24 | 実施方針 | 10 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | ⑦構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情とは具体的に教えて頂けますでしょうか。 | ⑦に記載のとおり、協議内容を踏まえ判断することとなります。 |
| 25 | 実施方針 | 10 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | 応募グループで参加の場合、設計担当企業が、協力企業としてSPCに出資しない場合と、構成企業としてSPCに出資する場合とでは、応募グループ企業の選定評価点に差が出ますか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 26 | 実施方針 | 10 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | 設計担当企業が協力企業として応募グループに参加する場合、設計業務が本事業の主たる部分と判断されるが、協力企業が担う場合でも、参加資格として認められますか。 | P12（3）設計企業の参加資格要件に示したとおりです。 |
| 27 | 実施方針 | 12～14 | 第2 | 5 | (3) | 設計・工事企業の参加資格要件 | 本事業で設計・工事を行った業務実績について、国交省の業務実績として、テクリス・コリンズ登録を受けることで良いですか。 | P F I 事業の実績は、テクリス・コリンズに登録可能です。 |
| 28 | 実施方針 | 12～14 | 第2 | 5 | (3) | 設計・工事企業の参加資格要件 | S P C 構成企業ではなく、協力企業として参加した場合においても、設計・工事企業の業務実績として、テクリス・コリンズ登録できますか。 | P F I 事業の実績は、テクリス・コリンズに登録可能です。 |
| 29 | 実施方針 | 13 | 第2 | 5 | (3) | 設計企業の参加資格要件 | 配置する技術者の手持ち業務期間について、業務完了は設計業務の完了検査を終えて成果引渡した時点と考えると、テクリス完了登録を行えば良いですか。 | 各業務の完了時点での登録となります。 |
| 30 | 実施方針 | 13 | 第2 | 5 | (3) | 設計企業の参加資格要件 | 配置する担当者の毎年度の手持ち業務量は、年度相当量ととらえれば良いですか。 | 中部地方整備局の他業務に参加する場合、参加資格確認時における手持ち業務量は、複数年契約の業務では当該年の履行高予定額となります。 |
| 31 | 実施方針 | 14 | 第2 | 5 | (4) | 工事企業の参加資格要件 | ③イ、元請で供用中の道路法上の道路での同種工事であれば発注機関を問わず実績として頂けるのでしょうか。 | 実施方針に記載のとおりです。 ②に示す同種工事の実績を有するものであることとしております。 |
| 32 | 実施方針 | 15 | 第2 | 5 | (4) ③ | 工事企業の参加資格要件 | 配置技術者を専任する期間は、整備工事業務の期間で、工事着手の日から完成・引渡しの日までとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | 実施方針 | 15 | 第2 | 5 | (4) | 工事企業の参加資格要件 | 配置予定技術者について、申請時に記載した技術者以外の同等の技術者の配置は可能ですか。 | 事業契約締結後において、やむを得ない理由（死亡、病氣、出産、育児、介護、退職等）がある場合、中部地方整備局との協議のうえ、配置予定技術者と同等以上の者に変更することができます。詳細は入札公告時に示します。 |
| 34 | 実施方針 | 15 | 第2 | 5 | (4) | 工事企業の参加資格要件 | 工事着手後、予期せぬ事情により工事が不可能になった場合、国土交通省発注工事と同様に、工事一時中止等の手続きは可能ですか。 | 発注者は、合理的に必要があると認めた場合には、その理由を事業者に通知した上で、本事業の全部又は一部の実施を中止させることができることとしております。また、P32 リスク分担表 番号36、37に記載のとおりです。 |
| 35 | 実施方針 | 15 | 第2 | 5 | (4) | 工事企業の参加資格要件 | 配置する技術者は、工事着手後、工事期間が多年に及ぶため途中交代は可能ですか。 | 事業契約締結後において、やむを得ない理由（死亡、病氣、出産、育児、介護、退職等）がある場合、中部地方整備局との協議のうえ、配置予定技術者と同等以上の者に変更することができます。詳細は入札公告時に示します。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|---------|----|-----|-----|-----|---------------------|--|--|
| 36 | 実施方針 | 15 | 第2 | 5 | (4) | 工事企業の参加資格要件 | 参加資格要件をすべて満たす企業が工事担当の構成企業（「A社」とする。）とし、施工はその構成企業と構成企業内の施工実績のみ要件を満たさない企業（「B社」とする。）で乙型JVを組み実施する場合、そのJV比率を「B社」を多くすることは問題ないでしょうか。 | 工事企業の参加資格要件としては、ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に示します。 |
| 37 | 実施方針 | 18 | 第3 | 1 | (3) | リスクが顕在化した場合の費用負担の方法 | 既存ストックを活用する場合、事前に占用既存施設の健全性について確認する必要がありますが、維持管理期間に既存管理施設の損傷が顕在化し費用が発生した時、事業者のリスク分担はありますか | 中部地方整備局のリスク負担とします。 |
| 38 | 実施方針 | 19 | 第3 | 2 | (3) | 業務の履行の検査等 | 「本施設の引渡しを行う前に、会計法に基づく検査を行い、検査合格を持って対価を支払う」とのことですが、設計であれば、詳細設計が完了した段階で検査を受けるということでしょうか。たとえば、2か年に跨る場合は、中間年での毎年度検査を実施されますか。 | (3)①に記載のとおり、本施設等の引き渡しを受ける前に、会計法第29条の1第2項に定められた検査を実施します。 |
| 39 | 実施方針 | 19 | 第3 | 2 | (3) | 業務の履行の検査等 | 完成検査について、工事施工途中による部分引渡し（上り線完了時または下り線完了時など）は可能でしょうか。 | 部分引き渡しは、想定しておりません。 |
| 40 | 実施方針 | 19 | 第3 | 2 | (3) | 業務の履行の検査等 | 維持管理業務検査について、「各支払期」とは、各年度を区切りとして対価支払いされるという認識でよいですか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 41 | 実施方針別紙1 | 26 | | | | 事業対象位置図 | 起点より名古屋方面および終点より岐阜方面の取合いおよび抜柱計画は入札公告に説明があるとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書（案）に記載の調整マネジメント業務のとおりです。 |
| 42 | 実施方針別紙5 | 30 | | | 9 | リスク分担表 | 税制変更に伴う増加費用等は国の負担を要望します。事業者側でコントロールできない税制変更による費用増加を事業者が負担する考え方を教えてください。 | リスク分担表のとおりです。 |
| 43 | 実施方針別紙5 | 30 | | | 12 | リスク分担表 | 法令変更に伴う増加費用等は国の負担を要望します。事業者側でコントロールできない法令変更による費用増加を事業者が負担する考え方を教えてください。 | リスク分担表のとおりです。 |
| 44 | 実施方針別紙5 | 31 | | | 13 | リスク分担表 | 番号13・14の説明に「増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当までを事業者が・・・」とありますが、不可抗力により生じる費用等は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、「建設工事費等の1%相当まで事業者が負担」する考え方を教えてください。 | 内閣府の「PFIの事業契約の条項（案）」でも示されていますが、公共工事標準契約約款第29条第4項においても請負代金の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方をしているものです。 |
| 45 | 実施方針別紙5 | 31 | | | 16 | リスク分担表 | 要求水準変更リスクについて「法令の変更又は税率の変更、技術革新等による事業費の減額を目的とした要求水準の変更・・・」は該当する事象が生じた場合は契約金額の減額を意味するものと理解しますが、そのような場合は国と事業者にて協議ではないでしょうか。基本的な考え方を教えてください。 | ご指摘の場合、協議により決定します。 |
| 46 | 実施方針別紙5 | 31 | 20 | | | リスク分担表（住民運動に関するリスク） | 「合理的な範囲内においては国が負担、その他については事業者が負担する」の合理的な範囲以外とは、どのような事象を想定されているのかご教授願います。 | 要求水準書（案）第2.3.調整マネジメント業務（設計段階）(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。 |
| 47 | 実施方針別紙5 | 31 | | | 20 | リスク分担表 | 住民運動に関するリスクについて「無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約の解除に伴う追加費用」は、国と事業者の双方が負担することとなっておりますが、事業の円滑な推進に事業者は全面的に協力すべきですが、導入段階では事業者側のリスクコントロールは不可能であるため、事業者側での費用負担等は該当しないと考えますがいかがでしょうか。 | 要求水準書（案）第2.3.調整マネジメント業務（設計段階）(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。 |
| 48 | 実施方針別紙5 | 32 | 26 | 27 | | 設計変更に関するリスク | 本事業における設計変更は、受注者が実施する詳細設計の成果に基づき協議や変更が行われるのでしょうか。また、工事業務の事業費の最終的な確定は、詳細設計の成果に基づいて行われるのでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 49 | 実施方針別紙5 | 32 | | | | 電線共同溝の設計 | リスク分類に「物価上昇リスク」の項目がありませんが、設計期間が延長した場合でも、人件費などの物価上昇の費用は考慮されないのですか。 | P33 リスク分担表 番号44に記載のとおりです。なお、変更については、国との協議により決定します。詳細は入札公告時に示します。 |
| 50 | 実施方針別紙5 | 33 | 43 | | | リスク分担表（瑕疵担保リスク） | 「重大な過失により・・・」とは、どのような事象を想定されているのかご教授願います。 | 具体的な事象は、想定できないため、事象が発生した時点での判断となります。 |
| 51 | 実施方針別紙5 | 33 | | | 44 | リスク分担表 | 物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」とありますが、著しくとはどの程度の変動のことでしょうか。 | P33 リスク分担表 番号44に記載のとおりです。なお、変更については、国との協議により決定します。詳細は入札公告時に示します。 |
| 52 | 実施方針別紙5 | 33 | | | 44 | リスク分担表 | 物価上昇リスクの説明に「国と協議できる。」とありますが、説明欄の記載にもありますように「特殊な要因又は予期することができない特別な事情による場合」は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。この場合の考え方を教えてください。 | P33 リスク分担表 番号44に記載のとおりです。なお、変更については、国との協議により決定します。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|---------|----|-----|-----|-----|--------|--|--|
| 53 | 実施方針別紙5 | 33 | | | 55 | リスク分担表 | 物価上昇リスクの説明に「一定の条件を満たす場合」とありますが、この一定の条件とはどのようなことかご教示ください。 | P33 リスク分担表 番号44に記載のとおりです。なお、変更については、国との協議により決定します。詳細は入札公告時に示します。 |
| 54 | 実施方針別紙5 | 34 | | | 60 | リスク分担表 | 契約解除リスク 不可抗力に起因する契約解除の説明に「国及び事業者は応分に負担する」と記載されていますが、不可抗力の場合は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、不可抗力であってもそれぞれが応分に負担する理由を含めてご教示ください。 | 国及び事業者が不可抗力の内容に応じて、協議することとなります。 |
| 55 | 実施方針別紙5 | 34 | | | 61 | リスク分担表 | 契約解除リスク 法令変更に起因する契約解除の説明に「国及び事業者は応分に負担する」とありますが、法令変更は事業者ではコントロール不可のため国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、それぞれが応分に負担する理由を含めてご教示ください。 | 国及び事業者が法令変更の内容に応じて、協議することとなります。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 実施方針に係る意見回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|----|-----|-----|-----|--------------|---|---|
| 1 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (9) | 事業者への支払 | 2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、整備業務にかかる対価相当額については、割賦料が支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦料部分を含めた全額が施設引渡し年度の売上として認識され、事業者には当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。よって、整備業務に係る対価相当額に対する消費税相当額については、施設引渡年度において一括でお支払いいただきますようお願いいたします。 | 実施方針のとおりです。 |
| 2 | 実施方針 | 10 | 第2 | 5 | (1) | 応募者の構成 | ⑦「代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。」との記載ですが、応募段階での記述としては理解できる内容と考えます。今回事業期間が約30年と長期の設定であり、応募企業も30年という長い期間においては、社会経済状況の変化により業態等も変化していくものと想定される。たとえば、設計担当企業は事業初期に役割を完了し、その先25年以上、業務の無い状況となる。事業途中において、応募グループの変更を行うなどの処置があるべきと考えられる。事業途中段階で応募グループ変更を認めることができる様、記載を追記すべきではないでしょうか。 | 実施方針のとおりです。 |
| 3 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | - | 本施設の計画に関する事項 | 電線共同溝等は、「電力管路、特殊部、舗装等で構成され、」⇒「電力管路、通信管路、特殊部、舗装等で構成され、」に変更して頂けないでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 第4の2の記載を「電線共同溝は、電力管路、通信管路、特殊部、舗装等で構成され、通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。」に訂正します。 詳細は入札公告時に示します。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|-----|-----|--------|------------------|---|---|
| 1 | 要求水準書(案) | 1 | 第1 | 4 | (1) | 事業対象区域の概要 | 事業対象区域(L=約3.5km)の内、電線共同溝の整備箇所も同延長ですか。 | 電線共同溝の整備事業延長は3.5kmです。 |
| 2 | 要求水準書(案) | 2 | 第1 | 6 | | 事業の概要 | 歩道、道路附属物の設計及び工事は、電線共同溝整備の影響がある箇所の現況復旧と解釈すればよいですか。 | P27 別紙2 事業対象区域図の範囲全てを対象とします。また、P28 別紙3の対象範囲をご確認ください。 |
| 3 | 要求水準書(案) | 2 | 第1 | 7 | (1) | 調査・設計業務 | 業務内容には測定の項目はございませんが、現況測量は実施済みでしょうか。 | 測量については実施済みであり、測量成果を基に電線共同溝予備設計(平成25年度尾張地区電線共同溝詳細設計業務)を実施しています。 |
| 4 | 要求水準書(案) | 2 | 第1 | 7 | (1) | 調査・設計業務 | 電線共同溝特別措置法等や移転要請などの道路管理者が実施する手続き及びその関連資料の作成は含まれていると解釈すればよいですか。 | 第1の7(2)工事業務に含みます。 |
| 5 | 要求水準書(案) | 2 | 第1 | 7 | (2) | 工事業務 | 既存支障施設の移設工事は事業費に含まれると解釈していますが、移設設計費も含まれますでしょうか。 | 移設設計費も含みます。詳細は入札公告時に示します。 |
| 6 | 要求水準書(案) | 3 | 第1 | 7 | (5) | 事業期間 | 「事業者の提案に基づき調査・設計業務・工事業務期間(上限10年)を短縮することができる。」となっていますが、その場合は期間を空けずに維持管理期間に移行できるとの解釈でよろしいでしょうか。また、当初の工程計画以上に工事が進捗した場合も期間を短縮できるとの解釈でよろしいでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 7 | 要求水準書(案) | 3 | 第1 | 7 | (5) | 事業期間 | 1) 調査・設計業務・工事業務が事業契約の締結から上限10年と記載されているが、1)の事業期間を縮減させた場合、全体の事業期間は30年未満となるのでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 8 | 要求水準書(案) | 3 | 第1 | 7 | (5) | 事業期間 | 調査・設計業務・工事業務の期間を短縮した場合、維持管理期間は、工事完了後の引渡し後から20年間ととらえ、事業期間は30年から前倒し期間を差し引いた期間となるでしょうか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 9 | 要求水準書(案) | 4 | 第1 | 12 | | 関係者協議会の設置 | 「中部地方整備局と事業者による関係者協議会を設置する」と明記されていますが、年何回程度実施する方針ですか。 | 事業の進捗状況等を踏まえ、国と事業者と協議し、実施回数を判断することとなります。 |
| 10 | 要求水準書(案) | 6 | 第2 | 1 | (3) | 資料の貸与 | 「平成25年度 尾張地区電線共同溝詳細設計業務」が入札公告で見積り参考資料として提示されるのでしょうか。また、入札価格においては、見積り参考資料をベースに積算するとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段の設計成果は、閲覧要求にて対応します。後段は、ご理解のとおりです。 |
| 11 | 要求水準書(案) | 6 | 第2 | 1 | (3) | 資料の貸与 | H25 尾張地区電線共同溝詳細設計業務の成果が基本的な方針と捉えて進めてよろしいですか。 | 当該事業該当区間は、予備設計としての成果であり、参考資料です。 |
| 12 | 要求水準書(案) | 9 | 第2 | 1 | (12) - | 関連業務等との調整 | 「関連する別途発注業務」とは、どのような業務を予定されているのでしょうか。 | 要求水準書(案)に示すとおりです。長期間の事業であり、その期間に実施する、当該事業の実施に影響すると考えられる業務を想定しているものです。 |
| 13 | 要求水準書(案) | 9 | 第2 | 1 | (13) | 既存ストックの活用検討 | 既存ストックのデータは頂けるのでしょうか。それとも事業者が調査する場合は、各入線業者は公表して頂けるのでしょうか。 | 国の所有物は情報がありますが、企業が所有する既存ストックに関する詳細資料は、応募者において、調査又は電線管理者(管路保有者)に問い合わせてください。なお、中部地方整備局が所持する情報は、閲覧要求にて対応します。 |
| 14 | 要求水準書(案) | 9 | 第2 | 1 | (13) | 既存ストックの活用検討 | 既存ストック活用の検討にあたり、既存施設の設備資料等の情報の提供は頂けるのでしょうか。 | 国の所有物は情報がありますが、企業が所有する既存ストックに関する詳細資料は、応募者において、調査又は電線管理者(管路保有者)に問い合わせてください。なお、中部地方整備局が所持する情報は、閲覧要求にて対応します。 |
| 15 | 要求水準書(案) | 10 | 第2 | 1 | (16) | 試掘及び埋設物探査 | 試掘と埋設物探査器による探査は、どのような使い分けをするのかご教示願います。 | 要求水準書(案)に示すとおりです。 |
| 16 | 要求水準書(案) | 10 | 第2 | 1 | (16) | 試掘及び埋設物探査 | 埋設物状況は不明な点も多く、試掘調査の数量等の変更は、実施方針の別紙5リスク分担表P32の設計変更に関するリスク26番に従い、変更として事業費清算を行う理解でよいですか。 | 要求水準書(案)に示すとおりです。 |
| 17 | 要求水準書(案) | 12 | 第2 | 2 | (4) | CIMモデルの作成・更新 | 調査段階等の上流工程から受け渡されるCIMモデルの地形データは、設計に活用できる精度の地形データ(点群データ)と解釈すればよいでしょうか。 | CIMモデルに対応した地形データは無いため、(7) BIM/CIM 活用工事の費用についての記載のとおり、国と事業者が協議して定めるものとなります。 |
| 18 | 要求水準書(案) | 15 | 第2 | 3 | (5) | 家屋調査、地下水(井戸水)調査等 | 必要に応じて調査を実施と記載されていますが、調査基準及び範囲数量についてご教示願います。 | 第2の1(5)に記載のとおりです。事業施工位置と影響範囲を現地確認し対応していただくこととなります。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|-----|-----|---------|------------------------|--|---|
| 19 | 要求水準書(案) | 15 | 第2 | 3 | (3) | 事業説明、地元・関係者機関調整等 | 「地域住民及び地権者に対して事業説明会を実施し、内容について同意を得ること」とありますが、説明会の開催の周知や会場の確保は整備局の協力を得られるということでしょうか。 | 第2の3(3)に記載のとおりです。中部地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものです。 |
| 20 | 要求水準書(案) | 15 | 第2 | 3 | (3) | 事業説明、地元・関係者機関調整等 | 「地域住民及び地権者に対して事業説明会を実施し、内容について同意を得ること」とありますが、関係する地権者数等を明確にしてください。 | 敷地に関する中部地方整備局からの貸与資料及び市役所の協力を得てご確認ください。 |
| 21 | 要求水準書(案) | 15 | 第2 | 3 | (4) | 支障物件等調査及び移転協議 | 詳細設計にあたり、支障物件の抽出と移転計画を立案し、移設が必要となった場合の費用は変更対象となりますか。 | ご理解のとおりです。 |
| 22 | 要求水準書(案) | 15 | 第2 | 3 | (4) | 支障物件等調査及び移転協議 | 「支障物件の抽出と移転計画を立案すること」とありますが、予備設計の段階で、明確になっている支障物件があれば提示ください。 | 予備設計の図面を閲覧ください。 |
| 23 | 要求水準書(案) | 16 | 第2 | 3 | (5) | 家屋調査、地下水(井戸水)調査等 | 「実施時期は、工事着手1年前から・・・」と記載がありますが、試験掘は調査のため、本体工事着手1年前からの理解でよろしいでしょうか。 | 第2の3(5)に記載のとおりです。家屋調査、地下水(井戸調査)の実施時期を明示しているものです。試験調査は、詳細設計に先立ち実施するものと認識しています。 |
| 24 | 要求水準書(案) | 16 | 第2 | 3 | (7) | 入線業者等と引込管及び連系管路の協議 | 「事業者は・・・、引込管、連系管路の設計を依頼するものとする」とありますが、引込設備、連系設備の費用の取り扱いについてご教示願えますでしょうか。 | 第2の3(7)に記載のとおり、引込管、連系管路に関わる費用については、中部地方整備局と協議し決定するものとしています。道路区域外の引込設備は事業対象外です。なお、他道路区域内の連携設備については、事業対象となります。詳細は入札公告時に示します。 |
| 25 | 要求水準書(案) | 16 | 第2 | 3 | (7) | 占有業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議 | 「引込管、連系管、連系設備の設計および引込設備の設計を行うこと」と明記されていますが、その設計費及びその各種調整費用は、当初事業費用に含まれますか。また、協議後、変更対象となりますか。 | 第2の3(7)に記載のとおり、引込み管、連系管路に関わる費用については、中部地方整備局と協議し決定するものとしています。協議結果に基づき設計変更の対象とするものです。なお、連携設備についても、入線業者等と協議したうえで、設計を依頼するものとしています。引込設備は事業対象外です。詳細は入札公告時に示します。 |
| 26 | 要求水準書(案) | 16 | 第2 | 3 | (8) | 道路照明等の計画調整 | 整備局が配置方針を検討した上で、事業者が詳細設計を行い、施工は、既設本数の復旧を行い、増加分は別施工と考えてよいですか。 | 第2の3(8)に記載のとおりです。中部地方整備局が設置方針を検討した上で、必要に応じて事業者が詳細設計を実施、協議により決定します。 |
| 27 | 要求水準書(案) | 16 | 第2 | 3 | (8) | 道路照明等の計画調整 | 道路照明は、信号と照明の柱等を統合する形式(統合柱)を採用しますか。 | 第2の3(8)に記載のとおりです。中部地方整備局が設置方針を検討した上で、必要に応じて事業者が詳細設計を実施、協議により決定します。 |
| 28 | 要求水準書(案) | 18 | 第3 | 1 | (4) | 関連工事企業相互の協力 | 関連工事との重複または、近隣等競合の中で、現在、関連工事としての計画はありますか。また、整備局の事業として名岐道路の整備もありますが、調整は必要と考えてよろしいでしょうか。 | 第3の1(4)に記載のとおり、関連工事については、国と協議して決定することとしております。なお、名岐道路については、現在、計画段階評価手続き中のため、現時点で計画に反映する必要は無いが、今後の進捗状況により、調整が必要となる場合があります。 |
| 29 | 要求水準書(案) | 22 | 第3 | 1 | (10) | 交通安全管理 | 整備工事の施工にあたって配置する交通誘導警備員の人数が示されていますが、詳細設計の確定後に、交通管理者との協議等に基づき配置人員の変更が必要となった場合、設計変更の対象となるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 要求水準書(案) | 22 | 第3 | 1 | (10) | 交通安全管理 | 本整備工事の施工にあたり・・・変更が生じた場合は・・・整備局と協議すると思いますが、設計変更の対象なるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | 要求水準書(案) | 24 | 第3 | 1 | (11) | 施行時期及び施工時間の変更 | 昼間施工の時間制約ありとなっていますが、別途、関係機関から時間的制約条件を受けた場合、整備局と協議を行い、設計変更の対象なるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 要求水準書(案) | 24 | 第3 | 1 | (11) 3) | 施工時期及び施工期間の延長 | ④の「地元調査等による工事不可期間」について、想定できる行事を把握されていればご教授願います。 | 第3の1(11)に示すとおりです。令和2年度以降については、別途通知することとしております。 |
| 33 | 要求水準書(案) | 25 | 第3 | 1 | (12) | 主任技術者の専任 | 請負契約の締結後は、いつからを想定していますか。 | 第3の1(12) 1)に記載したとおりです。 |
| 34 | 要求水準書(案) | 25 | 第3 | 1 | (12) | 主任技術者の専任 | 現場代理人の常駐を要しない期間とありますが、現場代理人と監理技術者を兼務することは可能でしょうか。 | 建設業法の規定に基づきます。 |

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|-----|-----|------|--------------------|---|---|
| 35 | 要求水準書(案) | 26 | 第3 | 1 | (18) | 樹蓋 | 現地目視調査を調査費用に含んでおりますが、施工は設計変更の対象でしょうか。 | 施工の必要が生じた場合は、国と事業者が協議し決定することになります。 |
| 36 | 要求水準書(案) | 31 | 第3 | 2 | (7) | BIM/CIM活用工事の費用について | 活用工事に要する費用については、契約締結後、妥当性を確認する認識でよいですか。 | 第3の2(3)に記載のとおり、国と事業者が協議し決定することとしております。 |
| 37 | 要求水準書(案) | 32 | 第3 | 3 | (1) | 流用土 | 自工区での流用とありますが、仮置き場等は、想定されていますか。 | 第3の3(1)に記載のとおり、一時仮置き等が必要となった際は、国と事業者が協議することとしております。 |
| 38 | 要求水準書(案) | 32 | 第3 | 4 | (3) | 土砂等の運搬 | 運搬については、整備局と協議するとなっておりますが、設計変更の対象でしょうか。 | 第3の3(3)に記載のとおり、現地状況等によりこれによりがたい場合は、国と事業者が協議することとしております。 |
| 39 | 要求水準書(案) | 33 | 第3 | 5 | (1) | 品質証明員 | 工事監理業務で行う設計図書等と工事内容の整合性の確認とは違う位置付けでしょうか。 | 中部地方整備局(土木工事共通仕様書)平成29年度版 第3編第1章 3-1-1-8品質証明員をご確認ください。 |
| 40 | 要求水準書(案) | 34 | 第3 | 5 | (2) | 提出書類 | 品質管理図表、出来形管理図表とありますが、時期が中間・既済・完成検査時とありますが、中間・既済検査はあると考えてよいですか。 | 実施方針 第3の2(3)に示すとおり、本施設等の引き渡しを受ける前に、会計法第29条の11第2項に定められた検査を行うこととしております。 ご指摘の中間・既済検査については、実施しませんので訂正します。 |
| 41 | 要求水準書(案) | 37 | 第3 | 6 | | 一般施工 | 各項目において、整備局と協議するものとありますが、通常の発注工事のように設計変更の対象でしょうか。 | 国と事業者との協議結果を踏まえて、変更等の対応を行うこととしております。 |
| 42 | 要求水準書(案) | 38 | 第3 | 6 | (9) | ブロック舗装工 | 歩道舗装は、現況復旧とし、アスファルト舗装で復旧すると解釈すればよいでしょうか。 | 第3の5(9)に示すとおり、ブロック舗装工で実施することとしております。 |
| 43 | 要求水準書(案) | 43 | 第3 | 8 | (3) | 管路部 | 1) 管路材の種類を結束型多条管で計上しているのとありますが、設計方針として結束型多条管が標準としての理解でよろしいでしょうか。 | P51~52 別紙2、別紙3にの表示はあくまで、例示であり、中部地方整備局「電線共同溝設計マニュアル(案)」、国土交通省道路局環境安全・防災課「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)-ver.2-」等の基準、新技術等の活用を含め、実施方針第2の4(1)③施設整備計画に関する提案及び詳細設計にて決定するものとしています。 |
| 44 | 要求水準書(案) | 44 | 第3 | 8 | (3) | 管路部 | 電線管理者の委託の内容は、引込みに関係する地権者調整も含まれていると解釈すればよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 45 | 要求水準書(案) | 45 | 第3 | 8 | (4) | 施工方法 | 本線車道を横断する管路部の工事は、開削工事又は非開削工事どちらを想定していますか。 | 第3の8(1)に示すとおり、仮設土留工については、軽量鋼矢板による施工を想定しています。 実際の施工方法については、実施方針第2の4(1)③施設整備計画に関する提案及び詳細設計の実施にて検討されるものと考えております。 |
| 46 | 要求水準書(案) | 48 | 第3 | 10 | | 工事業務 | 「既存支障施設の移設・解体・復旧業務」について、入札公告時に見積りに織り込む支障施設物量の提示はありますか。 | 詳細は入札公告時に示します。 |
| 47 | 要求水準書(案) | 54 | 第5 | 2 | (5) | 特記事項 | 定期点検及び確認周期は、施設完成後5年毎に実施とありますが、維持管理期間20年の場合、引渡し後5・10・15・20年の計4回実施するでよいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 48 | 要求水準書(案) | 55 | 第5 | 3 | (4) | 要求水準 | 抜柱予定時期は施設完成の2年後を目途に完了とありますが、占用企業者の理由で遅れた場合はどうなりますか？ | 国と事業者との協議により決定します。 |
| 49 | 要求水準書(案) | 58 | | | | | 別紙3の図面にありますように、整備方針は管路方式が標準との理解でよろしいでしょうか。 | P51~52 別紙2、別紙3にの表示はあくまで、例示であり、中部地方整備局「電線共同溝設計マニュアル(案)」、国土交通省道路局環境安全・防災課「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)-ver.2-」等の基準、新技術等の活用を含め、実施方針第2の4(1)③施設整備計画に関する提案及び詳細設計にて決定するものとしています。 |